

自動車関連産業チャレンジオフィス設置支援事業補助金交付要綱

令和 8 年 6 月 2 9 日

商工観光労働部企業振興課先端技術産業推進室

(趣旨)

第 1 条 県は、自動車関連産業の振興を図るため、予算で定めるところにより、自動車関連産業の事業へ新規参入する企業や複数の企業で連携して取引拡大や物流効率の向上に取り組む企業に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 宮崎県内に本店又は主たる事業所を置く者で、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 2 条第 1 項に規定する旧有限会社を含む。）であること。
- (2) 日本標準産業分類の大分類で定める製造業を営む企業で、自動車関連産業の事業において複数の企業で連携して取引しようとする者又は自動車関連産業の事業に新規参入しようとする過去に県外拠点を有したことがない者。
- (3) 県税に未納がないこと。
- (4) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (5) 前条の取組を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (6) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率)

第 3 条 第 1 条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、別表のとおりとする。ただし、既存拠点の移転に伴うものは補助対象外とする。また、過去に本補助金の交付を受けている拠点と同一の拠点については補助対象としない。

(補助金の交付の申請)

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に

規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

（申請書に添付すべき書類）

第5条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- （1） 第2条第3号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
- （2） 第2条第4号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第3号）
- （3） 第2条第5号に係る誓約書（別記様式第4号）
- （4） 法人登記簿謄本
- （5） 補助対象経費の根拠資料（県外新規拠点の家賃見積りなど）
- （6） その他知事が必要と認める書類

（補助条件）

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- （1） この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業（第1条の補助金の交付対象となる事業をいう。）の完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- （2） その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（軽微な変更の範囲）

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助目的及び事業の執行に影響を及ぼさない事業計画の細部の変更と認められる場合における補助事業に要する経費の20パーセント以内の増減又は交付決定額の20パーセント以内の減とする。

（計画変更の承認）

第9条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、変更の理由及び内容を記載した変更承認申請書（別記様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（状況報告）

第10条 規則第11条の規定による状況報告は、補助金の交付決定のあった年度の3月末日までに当該年度の新たな拠点での取引実績等が確認できる書類の提出によって遂行状況を報告するものとする。

(補助金の交付方法)

第 11 条 この補助金は、精算払により交付する。

(実績報告)

第 12 条 規則第 14 条第 1 項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の 4 月 20 日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第 1 号）
- (2) 収支決算書（別記様式第 2 号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 第 4 条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第 4 条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第 1 項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 6 号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(書類の提出部数等)

第 13 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ 1 部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 29 日から施行し、令和 8 年度の予算に係る自動車関連産業チャレンジオフィス設置支援事業補助金から適用する。

別表

(第3条関係)

補助対象経費	補助率等	補助上限額
自動車関連産業の事業へ新規参入する企業や複数の企業で連携して取引拡大や物流効率の向上に取り組む企業が、県外に新たな拠点を設置する際に必要となる次の経費 (1) 賃料 (2) (1)の賃料に係る共益費 (3) (1)の賃料に係る駐車場使用料	1 / 2 以内 (1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)	いずれの経費も契約開始日の属する月から起算して6ヶ月分を上限とする。 また、1 拠点当たり42 万円を上限とし、当該年度中の申請は1 社につき1 回までとする。